



神奈川県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金(第6弾)

申請の手引き



■ 申請受付期間

令和3年7月28日(水)～8月31日(火)

■ 神奈川県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(再度の申請受付)について」

神奈川 協力金 申請再受付

検索

目次

1. 協力金(第6弾)とは? P 1
2. どんな店舗が対象なの? P 2
3. 申請書はどう書くの? P 3
4. 必要な提出書類は? P 7
5. どのように申請するの? P 9
6. よくあるお問合せ P10
7. 金融機関コード P11

1. 協力金(第6弾)とは?

主旨

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等に対して、時短営業を要請しました。

対象となる店舗を運営し、時短営業又は休業にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)」を交付します。

要請内容

対象期間：令和3年2月8日(月)～3月7日(日)

対象地域：県内全域

対象施設：食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等
※通常の営業時間が5時～20時の間の店舗は対象外

要請内容：5時～20時(酒類の提供は11時～19時)の時短営業

申請 受付期間

<郵送申請>

令和3年**7月28日(水)**～**8月31日(火)**(当日消印有効)

協力金

1店舗あたり最大 **168**万円

「時短営業した日数」×6万円を交付します。

「時短営業した日数」とは

○：時短営業した日 ×：時短営業しなかった日

☆：定休日や従来の営業時間が20時より前の日 ※交付対象期間は表中の網掛け部分です。

日 NO	2/8	9	10	11	12	13	3/3	4	5	6	7	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2/8～3/7	168万円	時短営業を開始した日から 令和3年3月7日まで連続して 時短営業した期間が対象 です。
2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	3/4～3/7	24万円	
3	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2/9～3/7	162万円	
4	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	2/8～3/7	168万円	時短営業中に、定休日や従 来の営業時間が20時より前 の日があっても対象です。
5	☆	☆	☆	○	○	○	○	☆	☆	○	○	2/11～3/7	150万円	
6	☆	☆	☆	○	○	○	☆	○	○	×	○	3/7	6万円	時短営業しなかった時点 で、それまでの期間は対象 外です。
7	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円	
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円	

2. どんな店舗が対象なの？

第6弾要請時点の状況に照らし合わせてご確認をお願いします。

対象店舗

1. 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗等(※1、※2)である
2. 令和3年2月2日(時短営業要請日)より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を令和3年2月2日(時短営業要請日)より前に受けている(※3)
4. 令和3年2月2日(時短営業要請日)より前から20時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、令和3年2月8日～3月7日の間に、5時～20時の時短営業(酒類の提供は11時～19時)又は休業をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している
6. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示している(休業する店舗を除く) ※第6弾から交付要件として追加

※1 いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含まれます。

※2 テイクアウト専門店・デリバリー専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー・自動販売機コーナー・ネットカフェ・マンガ喫茶などは対象外です。

※3 有効期限が令和3年3月7日(時短営業要請期間の最終日)以降であること。

・営業許可証に記載のある事業者が、全店舗について一括して申請してください

・「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書の別紙を確認してください

県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗等ですか?(ただし、上記※2は対象外)

はい

いいえ

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証を令和3年2月2日より前に取得していますか?

いいえ

はい

令和3年2月2日より前に開業しており、通常20時～5時の時間帯に営業していましたか?

いいえ

はい

令和3年2月8日～3月7日の間に、5時～20時の時短営業(酒類の提供は11時～19時)をしましたか?(※令和3年3月7日の実施は必須)

いいえ

はい

いいえ

協力金の対象

協力金の対象外

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾） 交付申請書 記入例①

再受付

様式（第5条関係 郵送用）

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）交付申請書

① 令和 3 年 3 月 8 日

神奈川県知事 殿

神奈川県からの時間短縮営業の要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、別紙記載の誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方													
本店所在地	〒	2	3	1	-	8	5	8	8	神奈川県	都・道 府・県	横浜	市・区 町・村
中区日本大通 1													
法人名	株式会社神奈川県庁												
代表者職名	代表取締役												
代表者氏名	神奈川 太郎												
② 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

個人事業主の方													
自宅住所	〒	-	-	-	-	-	-	-	-	都・道 府・県	市・区 町・村		
フリガナ													
氏名													
③ 生年月日	西暦												日

時間短縮営業等実施店舗数	④	1	店舗	※神奈川県内にある時間短縮営業等を実施した全店舗数を記載してください。									
日中連絡が 取れる方⑤	フリガナ	カンナイ ジロウ			電話番号	123-456-7890							
	氏名	関内 次郎											

1 / 1

① 申請日

申請書の作成日を記入してください。

② 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

③ 生年月日

西暦で記入してください。

④ 時短営業等実施店舗数

県内にある要請に協力し時短営業等を実施した全店舗数を記入してください。

⑤ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を記入してください。事務局から申請に関するお問合せをすることがあります。

※画像はサンプルのため、実際の申請書をご確認の上、申請してください。

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾) 交付申請書 記入例②

2 申請金額

⑥ 168 万円

※ 各店舗における「4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「当該店舗の交付申請額」の合計額を記載してください。

⑦3 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	⑧ 県庁 銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4			
支店名	関内 本店 支店	支店コード	1	2	3				
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの ⑨ カ) カナガワケンチョウ								

※ 法人の場合は、申請する法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人の名義の口座を指定してください。

2 / 6

⑥ 申請金額

全店舗の交付申請額を合算した額を記入してください。

⑦ 振込先

・通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。

・口座名義人は、法人の場合は申請する法人名義、個人事業主の場合は申請者本人の名義に限ります。

⑧ 金融機関名等

・金融機関コードは「7.金融機関コード(P11)」をご確認ください。

・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

⑨ 口座名義人

・預金通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカナ口座名義人を転記してください。

・英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾) 交付申請書 記入例③

4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報 (1店舗目)

【 1 店舗目 】

店舗名称	居酒屋 カナガワ
営業許可年月日	平成・令和 2 年 4 月 1 日 ※飲食店又は喫茶店の営業許可証の許可年月日を記載してください。
営業許可番号	[横浜市] 横浜市 ○○ 指令第 123 号 [川崎市] 川崎市指令 第 号 [横須賀市] 横須賀市指令 第 号 [上記3市以外] 第 - - 号
店舗所在地	〒 231 - 8588 神奈川県 横浜市中区日本大通 1
本要請前の酒類提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 酒類を提供していた <input type="checkbox"/> 酒類を提供していなかった
時間短縮営業等実施期間	令和3年2月8日 から 令和3年3月7日まで (28日間) ※ 時間短縮営業等の開始日(2月8日以降)を記入してください。開始日が定休日の場合は翌日以降の日付となりますのでご注意ください。
取組内容	当該要請前は、通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、上記の実施期間は、営業時間を5時から20時(酒類の提供は11時から19時)までに短縮又は休業しました。
当該店舗の交付申請額	168 万円 (6万円/日 × 28 日間) (最大168万円)

3 / 6

⑩ 本要請前の酒類提供の有無

本要請前の酒類提供の有無について、該当する項目にチェック(✓)を記入してください。

⑪ 時短営業を開始した日

令和3年2月8日以降の時短営業した初日を記入してください。

⑫ 時短営業した日数

時短営業した日数を記入してください。

※時短営業を開始した日及び時短営業した日数については、「1.協力金(第6弾)とは? (P1)」の「時短営業した日数」とはを参照ください。

⑬ 当該店舗の交付申請額

「時短営業した日数」×6万円の額を記入してください。

※時短営業した店舗の情報(2店舗目以降)

対象店舗が2店舗以上ある場合、申請書の4ページを適宜コピーして記入してください。

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾） 交付申請書 記入例④

5 提出書類チェック表

以下の書類がそろっているか確認の上、口にチェック（✓）を入れ、申請書とともに提出してください。
これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、すべての書類の提出が必要です。

① 申請事業者として提出する書類

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）交付申請書
- ⑭ 本人確認書面（※個人事業主のみ）
（例）運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード など
※ マイナンバーはマスキング（黒塗り）してください。
- 「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し
※ 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分
- 提出書類チェック表（本紙）
- 当初申請期限内に協力金を申請できなかった理由書

② 店舗ごとに提出する書類

- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し
※ 申請者名義の許可証の写し
- 従来の営業時間がわかる書面
（例）看板やメニューの写真、店舗のホームページの画面を印刷したもの
- 対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの
※ 「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間（酒類の提供時間を含む）又は休業していること」
及び「店舗名」を一般に広く公開している案内を店先や店内に掲示したことがわかる写真
- 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかわるステッカー」を掲示していることがわかる写真
※ 全期間休業する場合は不要です。

◆申請書送付先
〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県中小企業支援課 協力金（申請再受付）事務局 宛

6 / 6

⑭ 提出書類チェックリスト

申請書類の提出前に該当する全ての書類がそろっているか確認の上、チェック（✓）を記入してください。

※誓約書、チェックリストも忘れずに提出してください。

4. 必要な提出書類は？

提出書類一覧

これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、

1～8の全ての書類の提出が必要です。

また、3、4、5、6は店舗ごとの提出が必要です。

1

交付申請書

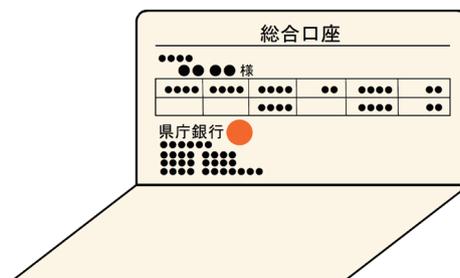
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)

交付申請書 **3～6ページ**

2

振込先の通帳等の写し

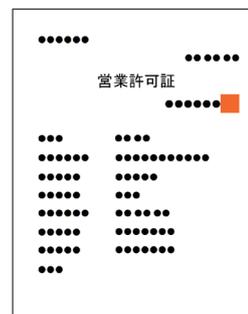
「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、
「口座名義人(フリガナ)」がわかること。預金通帳の場合、
表紙を1ページめくった中表紙の見開き。
インターネットバンキングの場合、上記の情報ができる
サイトのページ。



3

営業許可証の写し

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の
許可証の写し。



4

従来の営業時間がわかる写真など

例) 看板やメニューの写真、
ホームページの画面を
印刷したもの。

いずれも店舗の名称が
明記されたものが
必要
です。



->><<- 店舗情報 ->><<-	
店舗名	居酒屋 カナガワ
所在地	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話番号	045-210-1111
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
営業時間	17:00～24:00 (L.O. 23:00)
定休日	日曜日

4. 必要な提出書類は？

5

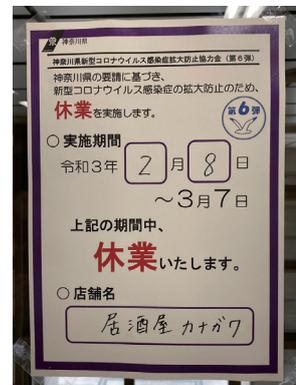
「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの

協力金第6弾ホームページに掲載のひな型又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真を提出してください。

※「時短営業の案内」とは、「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間（酒類の提供時間を含む）又は休業していること」及び「店舗名」を一般に広く公開しているものをいいます。



▲時短営業のご案内



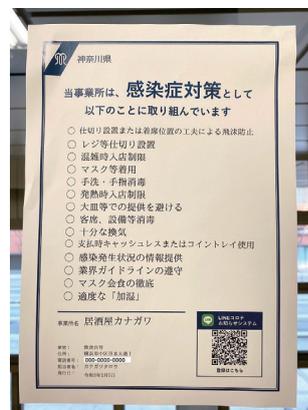
▲休業のご案内

6

県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していることがわかる写真など（休業した店舗を除く） ※第6弾から交付要件として追加

原則として、店先や店内に掲示した写真を提出してください。

※県の「感染防止対策取組書」は、業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに沿った対策を取っているかを、一覧で示すことができるものです。市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」は、各市町村が感染防止対策の取組を行っている店舗等に発行しているものです（横浜市・逗子市などが実施中）。



▲県の「感染防止対策取組書」



▲市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」(横浜市の例)

7

本人確認書面 個人事業主の場合のみ

運転免許証、保険証等の写し(住所等が裏面記載の場合は裏面を含む)。マイナンバーカードの写しの場合には表面のみ提出してください。



8

当初申請期限内に協力金を申請できなかった理由書

押印又は自署(法人にあっては代表者印の押印又は代表者の自署)したもの

5. どのように申請するの？

申請方法

郵送申請のみ

<申請書の入手方法>

- ①ホームページからダウンロード
- ②県政情報センター、各地域県政情報コーナー(各県民センター及び各地域県政総合センター内)、市役所(区役所)又は町村役場の窓口

申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください。

<郵送先> 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県中小企業支援課 協力金(申請再受付)事務局 宛

※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※複数の弾について申請する場合には、それぞれについて申請書類を作成していただく必要があります。

※複数の弾について申請を行う場合も、一つの封筒にまとめて送付してください。

神奈川 協力金 申請再受付

検索

交付

申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力を振り込みます。

通知

交付となった場合は、通知しません。

不交付となった場合にのみ、申請者に通知します。

注意事項

協力の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付済みの協力金について**返還**を求めます。併せて、**交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求**する場合があります。

問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(申請再受付)事務局

080-7581-6400、080-7581-6412

<受付時間> 月～金(祝日除く)9時～17時

6. よくあるお問合せ

Q1 第5弾の協力金との違いは何ですか？

A1 第6弾から新たに交付要件として、県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」の掲示(休業する店舗は除く)を追加しています。それ以外は、対象店舗や協力金の1日当たりの額など、基本的に同じです。

Q2 店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金を申請することはできますか？

A2 この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としています。営業委託を受けている方(委託先)が申請することはできません。

Q3 県内に複数店舗を有していますが、店舗の数だけ協力金が交付されますか？

A3 時短営業要請に応じて時短営業した店舗が複数ある場合、時短営業した全ての店舗が協力金の対象となります。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

Q4 劇場や遊興施設、遊技場などや、ホテル又は旅館の宴会場は協力金の対象となりますか？

A4 営業の形態や名称に関わらず、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗は、時短営業要請の対象となるため、営業時間を5時から20時(酒類の提供は11時から19時)までに短縮すれば、協力金の対象となります。例えば、次のような店舗も対象になる可能性があります。
(例：劇場、観覧場、映画館、演芸場、キャバレー、スナック、バー、個室ビデオ店、ライブハウス、ボウリング場、スポーツクラブ、麻雀店、パチンコ屋、ゲームセンター、宴会場など)
ただし、ネットカフェ、マンガ喫茶などは、時短営業要請の対象外となり、協力金の対象となりません。

Q5 時短営業ではなく、休業した場合も、協力金の対象となりますか？

A5 休業した場合も、協力金の対象となります。
なお、休業した場合、県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」は掲示不要です。ただし、営業の再開に当たっては、必ず「感染防止対策取組書」等の掲示をお願いします。

Q6 20時を超えて営業している店舗が、20時から5時までの間はテイクアウトやデリバリーのために切り替えて営業した場合、協力金の対象となりますか？

A6 時短営業要請の対象となる店舗で、20時から5時までの間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

7. 金融機関コード

申請書の「3 □座振込依頼」をご記入の際には、次の金融機関コード表をご参照ください。
なお、下表に記載のない金融機関であっても振込可能です。

■都市・地方銀行

あおぞら銀行	0398
神奈川銀行	0530
きらぼし銀行	0137
群馬銀行	0128
静岡銀行	0149
静岡中央銀行	0538
新生銀行	0397
スルガ銀行	0150
大光銀行	0532
第四北陸銀行	0140
東京スター銀行	0526
東日本銀行	0525
北陸銀行	0144
みずほ銀行	0001
三井住友銀行	0009
三菱UFJ銀行	0005
山梨中央銀行	0142
ゆうちょ銀行	9900
横浜銀行	0138
りそな銀行	0010

■信託銀行

みずほ信託銀行	0289
三井住友信託銀行	0294
三菱UFJ信託銀行	0288

■その他

商工組合中央金庫	2004
中央労働金庫	2963

■信用金庫

かながわ信用金庫	1281
川崎信用金庫	1283
さがみ信用金庫	1288
さわやか信用金庫	1310
芝信用金庫	1319
湘南信用金庫	1282
城南信用金庫	1344
西武信用金庫	1341
世田谷信用金庫	1348
多摩信用金庫	1360
中米信用金庫	1289
中南信用金庫	1290
平塚信用金庫	1286
山梨信用金庫	1386
横浜信用金庫	1280

■信用組合

小田原第一信用組合	2315
神奈川県医師信用組合	2304
神奈川県歯科医師信用組合	2305
相愛信用組合	2318
ハナ信用組合	2277
横浜華銀信用組合	2307
横浜幸銀信用組合	2306

■農業協同組合

厚木市農業協同組合	5152
神奈川県信用農業協同組合連合会	3014
かながわ西湘農業協同組合	5147
神奈川つくい農業協同組合	5162
県央愛川農業協同組合	5153
さがみ農業協同組合	5131
相模原市農業協同組合	5159
湘南農業協同組合	5137
セレサ川崎農業協同組合	5123
秦野市農業協同組合	5140
三浦市農業協同組合	5130
よこすか葉山農業協同組合	5128
横浜農業協同組合	5114

■問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大
防止協力金(申請再受付)事務局

080-7581-6400、080-7581-6412

■受付時間 月～金(祝日除く) 9時～17時